

△寺泊支部 確定申告学習会△
 2月11日(火・祝)、寺泊支部の学習会がセンターでおこなわれて開催され、15人が参加しました。
 最初に長岡民商の青柳相談役からインボイスなどの情勢や中小・個人の事業者の様子について話があり、続けて金内事務局長から昨年四月の税理士法改定実施による税務相談停止命令制度と、今後の支部学習会の進め方にについて話があり、その後学習に移りました。インボイス申請で初めて課税業者になった人は、1年分の売上にかかる消費税の多さに驚いていました。

△確定申告 学習会口座と申告書提出について△

支部学習会は2月で終わり、3月はありません。都合で参加できなかつた、自分の支部で学習会がなかつた方は、至急事務局へご連絡ください。また3月13日に予定している重税反対集会後の集団申告以降に民商としての集団申告の予定はありません。申告書完成が13日より後になつた方は提出の際各自で税務署に持参してください。なお、申告書の提出締め切りは所得税の場合3月17日必着です。

△申告書提出の際添付する返信用封筒について△

現在みなさんの手元に税務署から送られて来ている確定申告関係の書類封筒には、「今後申告書の2枚目の写しに收受印は押さないので提出の際は上の1枚だけを提出して欲しい」旨が記載された定型封筒大の書類が入っていたかと思います。しかしそれでは申告書を提出し受理された記録が何も残りません。

2月4日の長岡税務署交渉で、集団申告や個別提出の際、送付先が記載された返信用封筒を添付すれば、申告書の2枚目(写し)、ただし收受印は押されないと、「リーフレット」「本口」、書面で提出された申告書等を受け付けました。令和7年〇月〇〇日、長岡税務署」と記載された書類1枚」「が返送される事になりました。

そこで申告書提出の際は今まで通り、申告書は2枚目も含め提出し、返信用封筒を添付します。そうすれば申告書の写しと税務署が受け付けた日がわかるリーフレットが送付され、封筒には郵送日付の消印となり、税務署が受付をした証拠になります。忘れず返信用封筒を添付しましょう。

△注意したい点 これまでの参加者の様子から△
 前年の所得税が15万円以上であれば今年の分の所得税を「用なりの用なり」「予定納税」として納めているはずです。税務署から、自分の名前が印刷された申告用紙が送られてくれば第一票の「マル52」の欄に予定納税した金額が印字されてきますが、用紙が送られて来ない場合に白紙の申告用紙を使用する場合、予定納税分は自分で記入し計算に反映する必要があります。納税額をその際の納付書で必ず確認しましょう。

△労働保険事務組合より△

○一般労働保険で長岡民商に事務委託している事業所のみなさま

令和7年度から雇用保険料率が変わります。

「令和7年4月1日以降に最初に到来する締め日により支給される給与」より、労働者・事業主双方負担分共に保険料率が変わります。

「15日締め月末支給」「月末締め翌月末支給」など当月支給の場合は4月給付から、「月末締め翌月25日支給」など翌月支給の場合は5月給付から、新規料率で雇用保険料を控除します。

労働者負担分	事業主負担分	労働者負担分	事業主負担分
ア／一千→6.5／一千	11.5／一千→11／一千	ア／一千→6.5／一千	9.5／一千→9／一千

従業員への給与支給の際よ／＼確認ください。
労災保険料については変更無しの予定です。

○長岡民商建設業一人親方組合のみなさま

令和7年度の一人親方特別加入労災保険料は変更無しの予定です。3月に年度更新の案内をお送りします。事前に連絡をお願いします。

△事務所不在が多くなります。ご承知ください△

商工新聞配達や集金の関係で水曜日の午後及び木曜日、月1回の各界連街頭行動や外での学習会の際は不在となります。電話不通の場合はおかけ直しを。また2月3月は事務所での申告学習会も多く、急な来所への対応が難しいので、相談等で来所される際は、必ず事前に連絡をお願いします。

3・13重税反対長岡集会

みんなで参加しよう!

3月13日(木) 10時より

三越タクシービル(柏町1-1-15階ホール)
集会後税務署までモビリティを提出